

国営農地再編整備事業 由仁地区

事業の概要

本地区は、北海道中央部の空知支庁管内由仁町に拓けた水田地帯であり、水田及び畑を対象に、区画整理 1,028ha、農地造成 10ha及び道路9条L=10.3kmの整備を行うものである。

事業の目的・必要性

本地区は、水田区画が小さく離農跡地の継承に伴い土地所有が分散し、農作業効率の低下を招いている。

このため、本事業により、水田と畑を再編整備する区画整理と水田から畑への地目変換による農地造成を一体的に施行し、生産性の高い農業基盤の形成と土地利用の整序化により、農用地の効率的な利用と農業経営の安定化を図り、農業の振興を基幹とした地域の活性化に資することを目的としている。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	2 0 4 百万円
・営農経費の節減	6 1 2 百万円
・施設の維持管理費の節減	7 百万円
・営農に係る走行経費の節減	1 9 百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	2 6 4 百万円
・魚類等に配慮した護岸工法による生息環境の保全等	2 4 百万円

計 1 , 1 3 0 百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	区画整理	農地造成	地区全体	備 考
総 事 業 費		20,038百万円	80百万円	20,118百万円	
効 用		1,122百万円	8百万円	1,130百万円	
廃 用 損 失 額		485百万円	-	485百万円	廃用する施設の残存価値
総合耐用年数		42年	47年	42年	当該事業の耐用年数
還元率 × (1 + 建設利息率)		0.0511	0.0490	0.0511	総合耐用年数に応じた効用から総便益を算定するための係数
総 便 益	= / -	21,467百万円	172百万円	21,632百万円	
費用便益比	= /	1.07	2.15	1.07	

注 1) 総便益、総事業費には、関連事業を含む。

注 2) 百万円単位で四捨五入しているため、効用及び総便益は算定結果と合わない場合がある。

注 3) 数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業は、ほ場の大区画化や農地の集積を行うことにより、安定した農業経営が図られ、年間10a当たり約 5 9 千円相当の営農経費が節減されるとともに、年間10a当たり約 2 0 千円相当の作物生産額の増加が図られる。

平成15年度中に、土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続きが開始される予定である。

平成13年11月 国営農地再編整備事業由仁地区事業促進期成会を発足
平成15年 3月 同期成会において着工要求を決議

農村振興局

1. 受益面積	1 , 0 3 8 h a		
2. 受益者数	1 1 0 人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事業費(百万)
	区画整理	1 , 0 2 8 h a	1 4 , 9 2 0 百万円
	農地造成	1 0 h a	8 0 百万円
	道 路	9 条 L = 1 0 . 3 k m	1 , 1 4 8 百万円
4. 国営総事業費	-	-	1 5 , 0 0 0 百万円

由仁地区概要図

位置図

大森市
根室市
十勝支庁

由仁町
三田村
夕張川
十勝川
根室川

国道274号
国道209号

旭川市
千歳市
釧路市

凡例	
[Pattern]	道庁管轄区域
[Pattern]	市界区域
[Pattern]	市界区域
[Symbol]	支線道路
[Symbol]	主要道路
[Symbol]	市町村界
[Symbol]	市街地

平成 16 年度新規地区採択チェックリスト（国営農地再編整備事業（中山間地域型））

（局名：北海道開発局）（地区名：由^ゆ仁^に）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 16 年度新規地区採択チェックリスト（国営農地再編整備事業（中山間地域型））

（局名：北海道開発局）（地区名：由^ゆ仁^に）

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	土地利用の整序化を通じて、大規模な優良農地の確保と土地利用の秩序形成が図られる。 労働生産性が相当程度向上する。 担い手等の経営規模が相当程度拡大する。 ほ場条件の改善を契機とした地域に応じた作物の導入により新たな産地形成や既成産地の拡大が図られる。 水田地帯において、水田農業経営確立対策の推進に資する営農計画となっており、土地利用型農業の展開（麦、大豆等の振興）が図られる。（水田地帯の場合のみ適用）	☐ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業を契機として新たに地域農業を支援する体制の整備が図られる。 営農支援体制が整備されている。 関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係機関との協議について基本的事項の合意に達している。 地元の事業推進体制が整備されている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 他事業との関連で緊急性がある。 当該事業計画が、関係都道府県及び市町村の策定する振興計画等と整合が図られている。	☐ ☐ ☐ ☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。